

市第 2 号議案 横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正

<改正理由及び概要>

仕事と介護を両立しやすい勤務環境の整備等の措置を講ずるため、国家公務員について人事院規則が改正されました。

これを踏まえ、本市においても仕事と介護のさらなる両立支援を図るため、横浜市一般職職員の休暇に関する条例について所要の改正を行います。

1 改正内容

仕事と介護の両立のため任命権者（企業局を除く）が講ずべき措置等を新設します。

(1) 職員から介護を必要とする状況に至ったことの申出があった場合における措置（第 5 条の 3 第 1 項）

ア 介護両立支援制度等を当該職員に知らせること

イ 意向確認の面談等の措置を講じること

(2) 40歳に達した職員に対して介護両立支援制度等を知らせること（第 5 条の 3 第 2 項）

(3) 勤務環境の整備に関する措置（第 5 条の 4）

ア 介護両立支援制度等に係る研修の実施

イ 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

ウ その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

2 施行期日

公布の日